

2010年10月4日

厚生労働省独立行政法人  
公益法人等整理合理化委員会

淑徳大学准教授  
結城 康博

## 今後の議論の方向性について

本委員会での議論の対象は独立行政法人と公益法人であるが、独立行政法人は法改正を伴うため、短期間に方向性を示す必要があると考える。ただし、独立行政法人は既に事業仕分けなどで一定の議論がなされているため、再確認の意味で事業合理化の方向性を示していくべきで、本委員会では公益法人における整理合理化の議論を中心に実施していくべきである。

その意味では、独立行政法人における議論プロセスを参考に、公益法人の整理合理化に深く切り込んでいくべきである（これまで実施されてこなかったため）。なお、下記は今後の論点を私見としてまとめたものである。

### 記

#### 1. 国が公費を投入して実施すべき事業

- ① 国際的に代表する事業・研究など（例えば、ナショナルセンター的機能）。
- ② 全国民が利用でき（広域性）、都道府県や市町村が担うことが難しい公的サービス。
- ③ 従来から国が実施していた事業で、代替的な供給主体が見当たらないサービス。
- ④ 緊急時に備えていくべき事業（感染症対策や災害時など）。
- ⑤ 競争原理には適さない事業で、かつ都道府県もしくは市町村で担えないサービス。

#### 2. 整理合理化（独立行政法人及び公益法人）における今後の方向性

- ① 公益法人を中心とした類似した事業に関しては、できるだけ一か所の団体が担うようにしていくべきである（委託事業先の統廃合）。各事業をグルーピングして受け皿となる団体を統合していく。
- ② 厚労省OBが在籍し、公費が多額に投入されている団体を検証していく。
- ③ 各団体（独立行政法人及び公益法人等）において諸々の事業契約形態を精査し、「随意契約」をどの程度実施しているかを検証していく。そして、原則、プロポーザルなどの競争原理を導入していくべきである。その際は、単に価格のダンピングにならない方式を考慮する必要がある。
- ④ 民間団体や政府関連団体（厚労省以外）が類似した事業を実施しているか否かを分析し、代替できるか事業はないかを議論していく。

#### 3. 独立行政法人としての国立病院について

厚生労働省所管の病院としては、「独立行政法人国立病院機構」「労災病院等」「6箇所の

ナショナルセンター：国立がん研究センターなどが挙げられる。その中で「6か所のナショナルセンター」は、国を代表している医療研究機関なので現行のまま存続・維持すべきである（ただし、6つのナショナルセンターを1つの独立行政法人として位置づけるか否かの議論はできなくもない）。

なお、「独立行政法人国立病院機構」「労災病院等」などは、周辺の公立病院の立地・機能なども踏まえて検証していく。そして、公的病院の意義について議論しながら統廃合の議論を実施し、その過程で「社会保険病院」の位置づけも考えていくべきである。

#### 4. 国立重度知的障害者総合施設のぞみ園

2010年9月20日、松原先生と視察に出かけた。結論として、本施設自体は独立行政法人として存続するべきと考える。しかし、入所している利用者の高齢者の割合が高く部分的には介護施設のニーズが高まっている。その意味では社会福祉法人に事業の一部を委託して、効率的な事業展開の必要性がある。

全て独立行政法人による直営でサービスを担うのは、技術面・人的面から非効率である。介護保険制度も想定しながら高崎市（地元自治体）と調整のうえ、地元の高齢者も活用できる特別養護老人ホームといった複合的な視点で事業を展開してはどうかと考える。

これによって社会福祉法人の活力も導入でき、地元利用者も含めた地域に根差した施設経営が可能と考える。

#### 5. 特別民間法人等に関する医療保険料の問題

特に、2010年6月30日付「特別民間法人及び特例民法法人が加入する健康保険組合の保険料に係る労使負担割合の見直しについて（要請）」（別紙参考資料）として公表された各法人などをも、今回の整理合理化の議論に関連づけていくべきである。

以上